

## 令和8年度 三島村地域おこし協力隊(事業提案型)募集要項

### 【三島村について】

三島村は、鹿児島本土と屋久島の上に点在する竹島、硫黄島、黒島の三つの島から成る、人口約 370 名の鹿児島県内で最も小さな自治体です。鹿児島市から週 4 便のフェリーのみ、物資の多くはこのフェリーが頼りです。到着までには時間がかかりますが、インターネット通販を利用して島からほとんどのものを注文できます。

小規模な離島であることから、独自の生活様式、文化、風習などが保存されている一方、それらを含む地域コミュニティの維持や、移住者が島で安定して生活していくための生業づくりが大きな課題となっています。

### 【募集経緯】

三島村では様々な地域課題に取り組むため、これまでも個々の課題ごとに地域おこし協力隊制度を活用し取り組んできました。しかし、多様化する課題や働き方といった社会の変化とともに、分野を跨いだ横断的、総合的な取り組みが必要となっています。

また、これまでの経験やスキル等を活かし、生き生きと活躍し定住していただけることを目指し、三島村で仕事をしたい、起業をしたいという方の発想を重視した、**事業提案型**の地域おこし協力隊を募集します。

### 【募集人数】

若干名

### 【活動地域】

三島村（竹島・硫黄島・黒島のいずれかを企画提案時に選択）

### 【活動内容】

事業提案型地域おこし協力隊として応募時に提案した事業を元に、地域住民や関係団体、村と連携・協議のうえ、取り組んで頂きます。下記の例に挙げるものに限らず提案により設定可能です。

### (取り組み分野と活動例)

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 観光分野   | PR 活動、イベント企画、案内所支援など                                 |
| (2) 一次産業分野 | 農林水産業、六次産業化、販路開拓など                                   |
| (3) 移住促進分野 | 情報発信、移住者支援、移住イベント、地域間交流の促進、交流機会の促進、空き家の活用、2 拠点居住の推進、 |
| (4) その他の分野 | 集落活性化、文化振興、上記を組み合わせた取り組みなど                           |

### 【応募資格】

下記のすべてに当てはまる方

- (1) 3大都市圏の都市地域または地方都市（条件不利地域を除く）に住民登録している方で、採用後に三島村に住民票を異動する方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 普通自動車運転免許証を有し、日常的に運転できる方
- (4) 地域おこし協力隊として自ら考え能動的に活動できる方

### 【求められる資質等】

- (1) パソコンの一般的な操作や、SNS、ホームページによる情報発信ができる方
- (2) 積極的、円滑なコミュニケーションが図ることができ、地域住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方
- (3) 心身ともに健康で、活動内容及びミッションに対して誠実に取り組める方
- (4) 住民として島内行事や地区会作業などといった地域コミュニティの活動に積極的に参加できる方
- (5) 多様な考え方を容認し調和を図ることのできる方

### 【委嘱形態及び期間】

#### (1) 委嘱形態

三島村地域おこし協力隊設置要綱に基づき村が委嘱しますが、その形態については協議のうえ以下から選択します。

- ①任用型 三島村の会計年度任用職員（パートタイム）として雇用
- ②委託型 村と委託契約を締結（雇用関係はなく、個人事業主として契約）

#### (2) 委嘱期間

委嘱の日からその年度の終了する日まで。ただし、赴任から3年間を限度として1年度単位で更新が可能。なお、三島村地域おこし協力隊設置要綱第8条に該当する場合は委嘱期間中であっても解嘱することができる

### 【報酬・待遇等】

#### (1) 任用型の場合

- ①基本報酬 時給 1,855 円（週のうち 5 日、7.25 時間/日勤務）  
期末手当あり（令和 6 年度実績 2.35 ヶ月/年）
- ②勤務日数 週 4 日 8：30～16：45 を基本とする  
休日：土日祝日及び年末年始、有給休暇、夏季特別休暇  
ただし、活動内容や事業提案内容によっては休日に勤務した場合は休日を振替える
- ③待遇等 社会保険あり（健康保険・厚生年金・雇用保険に加入）  
本業務に支障のない範囲で勤務時間外での兼業可

(2) 委託型の場合

- ①基本報酬 報償費 月額 240,000 円 (税込み)
- ②活動日数 活動日数の拘束はありませんが、毎月の活動状況報告書(月報及び日報)を提出し、1ヵ月あたり 15 日を目安として、著しく活動日数が少なく、委嘱の趣旨に添わないと判断された場合は活動実績に応じて減額します。
- ③待遇等 雇用関係はないため健康保険及び年金等は個人で加入が必要

(3) 任用型・委託型に共通

- ①活動経費は年度ごとに協議の上計画を立て、予算の範囲内で村が負担するか、別途助成します
- ②家賃は原則として村が負担します。ただし、光熱費等は自己負担です。住居は村が用意しますが隊員本人で探すことも可能です。
- ③基本的な生活備品は村より貸与します
- ④本業務に支障のない範囲で兼業が可能です
- ⑤赴任に係る鹿児島～三島村のフェリー貨物送料は 5 万円を上限として村が負担します
- ⑥島内での活動においては公用車(共用)を使用するか別途助成します。

【事前相談及び見学について】

着任後のミスマッチを防ぐため、また、より精度の高い提案作成のため、事前相談の上、現地下見をしていただきます。応募を検討の場合はまずお問い合わせください。取り組みたい内容や勤務地の希望等を伺い、現地下見のご案内をいたします。

問い合わせ先：三島村定住促進課 地域おこし協力隊担当

099-222-3141 / teijyu06@mishimamura.jp

【選考スケジュール】

- (1) 事前相談及び現地下見 随時
- (2) 一次選考 書類審査 随時
  - ①提出書類
    - i) 応募用紙(指定様式、村 HP よりダウンロードできます)
    - ii) 事業提案書(様式自由)
    - iii) 住民票謄本(世帯全員分)の写し
    - iv) 運転免許証の写し(両面)
  - ②提出先 以下まで持参もしくは郵送
    - ▶三島村定住促進課 〒892-0821 鹿児島市名山町 12-18
- (3) 二次選考 事業プレゼン及び面接 1次選考合格者に別途通知

【事業提案のポイント】

- (1) 自身が村で取り組みたい事や実現したい事。自身の経験、スキルとの関連性
- (2) それが村の課題にどのような効果をもたらすか

(3) 定住に向けた生業づくりの視点（任期終了後のビジョン）

(4) 活動スケジュール（下記を参考に）

|     |   |
|-----|---|
| 1年目 | 島を知る、地域に馴染む<br>状況把握、自身の目的やスキル、役割などを地域に知ってもらう<br>自身のやりたい事を明確にし3年間の計画をつくる |
| 2年目 | チャレンジする自身のやりたい事の実践  |
| 3年目 | まとめ、任期終了に向けた準備<br>2年目までの活動の振り返り、自立に向けた筋道を立て、実践的に取り組む。任期終了後の4年目以降の計画づくり  |